

## 教育福祉常任委員会 所管事項調査報告書

- 1 実施年月日 令和7年3月28日(金)
- 2 視察場所及び視察項目 神奈川県中郡大磯町「児童自立支援施設おおいそ学園」
- 3 出席者 委員長 大垣 真一  
副委員長 橋田 夏枝  
委員 中山 真由美 勝又 澄子 長嶋 一樹 八島 満雄

### 4 視察の概要

#### (1) 学園の歴史

##### ○「神奈川県薫育院」設立

- ・明治36年、感化院法に基づき「神奈川県薫育院」が横浜市根岸町に設立。
- ・明治44年、入院性の激増や横浜市の発展もあり、生徒10名を大磯に移し国府分院として開院。

##### ○「少年救護院」～「教護院」の時代

- ・昭和8年、「感化院」から「少年救護院」に変更。
- ・昭和12年、「神奈川県薫育院」の名称を「神奈川県立国府実修学校」と改称。
- ・昭和22年、「児童福祉法」が公布され「教護院」に変更。

##### ○高度経済成長期～

- ・昭和37年、教育委員会から現職の教頭級を副校長(兼教護課長)として招聘。
- ・昭和43年、防水用地を改修し、正式にプールとする。
- ・昭和53年、高等部寮開寮。(現いちょう寮)

##### ○再整備～

- ・昭和57年、再整備工事を開始し、昭和60年竣工。また、「収穫祭」を開催し、翌年より地域や保護者、関係諸機関職員を招くようになる。
- ・平成2年、高等部寮を閉鎖。7寮体制にし、平成3年には最後の夫婦制寮がなくなる。
- ・平成5年、交代制勤務が本格的に開始。また、平成5年に「実修だより」を創刊し、平成10年からは「みのり」と名前を変えて現在も続いている。

##### ○児童自立支援施設への転換

- ・平成10年、児童福祉法の改正に伴い「教護院」から「児童自立支援施設」へ転換。その対象も「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を

要する児童」と拡大。同時に、「国府実修学校」から「おいそ学園」に改称。

- ・平成 15 年、大磯町立国府小中学校生沢分校として学校教育開始。

○平成から令和へ

- ・平成 16 年、指導課を自立支援課に変更。
- ・平成 17 年、居室の改修（個室化）により、3 寮体制実施。
- ・平成 23 年、児童に対する基本的な考え、姿勢で支援指導にあたるかを示した「子どもの支援ガイドライン」作成。
- ・令和 5 年、創設 120 周年を迎える。

(2) 概要

『児童自立支援施設とおいそ学園』

○社会的養護とは

- ・保護者のいない児童や保護者に監護させることが適切でないを公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

- ・子どもの最善の利益のため、社会全体で子どもを育む。
- ・虐待を受けた子どもだけでなく、非行をしている子どもなども含まれる。

※ 養育機能：家庭で適切な養育を受けられない子どもを養育する機能

○社会的養護の現状（令和 5 年 10 月 1 日現在）

【里親数、施設数、児童数等の状況】

里親・ファミリーホームへ委託されている子ども及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームに入所している子どもは、約 4 万 2 千人。

【里親】家庭における養育を里親に委託

登録里親数	委託里親数	委託児童数
16,817 世帯	4,940 世帯	6,212 人

【ファミリーホーム】養育者の住居において家庭養護を行う

ホーム数	委託児童数
467 か所	1,751 人

【その他】

施設⇒	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児も含む）	保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童

施設数	146 か所	600 か所	53 か所
定員	3,812 人	29,075 人	2,011 人
現員	2,306 人	22,578 人	1,300 人
職員総数	5,536 人	21,262 人	1,593 人

施設⇒	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	不良行為をなし、又はなす恐れのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	58 か所	213 か所	317 か所
定員	3,403 人	4,437 世帯	2,032 人
現員	1,103 人	3,152 世帯 (児童 5,279 人)	1,061 人
職員総数	1,821 人	2,044 人	1,221 人

小規模グループケア	地域小規模児童養護施設
2,382 か所	606 か所

【令和 4 年度児童虐待相談対応の内訳】

- ・相談対応件数 214,843 件
- ・一時保護 29,455 件
- ・施設入所等 4,440 件

内訳			
児童養護施設 2,273 件	乳児院 711 件	里親委託等 689 件	その他施設 767 件

【虐待を受けた子どもの状況】

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

- ・里親に委託されている子どものうち約 5 割、乳児院に入所している子どものうち約 5 割、児童養護施設に入所している子どものうち約 7 割は、虐待を受けている。
- ・全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ、令和 4 年度には約 18 倍に増加。

【障害等のある子どもの増加】

社会的養護を必要とする子どもにおいては、全体的に障害等のある子どもが増加しており、里親においては 29.6%、児童養護施設においては 42.8%が障害等ありとなっている。

#### ○児童自立支援施設とは

##### 【児童自立支援施設とは】

- ・平成 9 年、教護院から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えた。
- ・家庭環境の調整、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしている。
- ・職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性、継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制。
- ・小舎交代制という支援形態で展開してきた施設であり、小規模による家庭的なケアを一世紀以上にわたって実践してきた施設。
- ・「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、家庭的、福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施している。

##### 【対象児童】

- ・「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」とされている。

##### 【設置義務】

- ・児童福祉法施行令第 36 条に「都道府県は、,,,,、(中略)、,,,,、児童自立支援施設を設置しなければならない」と規定。

※ 児童自立支援施設数 58 か所

⇒設置主体は国立 2、都道府県 50、市立 4、民間 2

※ 神奈川県 3 か所

⇒①神奈川県立おおいそ学園（男子）②横浜市向陽学園（男子）

③横浜家庭学園（女子）民間～社福法人

##### 【入所経路】

- ・児童相談所の決定 ⇒ 措置
- ・家庭裁判所の決定 ⇒ 送致

##### 【強制措置】

- ・児童福祉法 27 条の 3

都道府県知事は、児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、,,,,、(中略)、,,,,、事件を家庭裁判所へ送致しなければならない。

※ 強制的措置が実施できる施設は、国立武蔵野学院（男子）、国立きぬがわ学院（女子）の国立2施設に限られている

#### 【少年院との違い】

- ・ 児童自立支援施設は児童福祉施設である。
- ・ 開放処遇を前提とする養育（福祉）施設であり、訓練（懲罰）施設ではない。

※ 児童自立支援施設は開放処遇における「共生教育」  
少年院は閉鎖的処遇における「矯正教育」

※ 自由に外へ行くことができる

#### 【児童養護施設との違い】

- ・ 通過施設である。
- ・ 施設の役割は、育て直しと子どもの課題解決を含めた自立支援である。
- ・ 平成9年児童福祉法改正（対象や目的を拡大）
  - 「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」＋「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」
  - 通所機能
  - アフターケア
  - 公教育の導入
- ・ その他
  - ① 開放的な環境による「共生教育」「施設全体の雰囲気」  
（少年院は閉鎖的な環境による「矯正教育」）
  - ② 非行児（窃盗、恐喝、傷害、性加害等の反社会的な行動上の問題）  
⇒被虐待児、発達障害児、性加害被害児、外国籍等
  - ③ 生活が構造化され、わかりやすく規則正しい日課の中で児童に安心できる生活、いわゆる「枠のある生活」（空間、時間、日課、ルール等）を提供すること



この構造化された枠組みは、従来より非行児童を対象にした支援方法として有用とされてきたものだが、発達障害を持った児童や被虐待児童が安心して生活する有効な支援方法でもある。一方、ケアニーズの高い児童の増加に伴い、規則正しい構造化された「枠のある生活」にスムーズになじみにくくなっている児童がふえているのも事実である。

- ④ 関係性を重視した集団的支援、個別支援により、自尊心や自己肯定感、他者の尊重、社会的スキルや生活力等を獲得
- ⑤ 交代制の施設が増えたが、小舎夫婦制を出発としており、家庭的な養

育を大切にしつつ（大人が児童に密接に関わる）、児童同士が共同で生活することで児童同士が育ち合うこと

⇒ 家庭的かつ継続的な一貫した支援「育て直し」

- ⑥ 施設の敷地内に、児童が生活する寮と公立の学校が設置され、福祉部門と教育部門が緊密に連携して児童の養育を行うこと
- ⑦ 家庭環境調整やアフターケア
- ⑧ ほとんどの施設が100年以上の歴史ある公立施設

#### ○入所児童の状況（おおいそ学園）

##### 【令和7年3月1日現在】

- ・入所児童 31名
- ・県所管 19名、横浜 6名、川崎 1名、横須賀 3名、相模原 2名
- ・分校⇒小 6—3名、中 1—4名、中 2—9名、中 3—11名  
高等部⇒4名（内通信高校 1名）
- ・入所経路⇒在宅 21名、児童養護施設 8名、里親 1名
- ・軽度知的障害 10名

##### 【障害疾患の状況】

- ・ADHD 5名
- ・ADHD+ASD 8名
- ・ASD 7名
- ・知的障害 10名

##### 【入所理由】

- ・性的加害 15名
- ・窃盗 14名
- ・金品持出 11名
- ・家出浮浪 11名
- ・家庭内暴力 10名
- ・傷害 4名
- ・器物破損 2名
- ・恐喝 0名
- ・弄火放火 0名
- ・薬物使用 0名
- ・その他（養育困難、施設不適応、家宅侵入等） 12名
- ・虐待 27名（90%）

#### ○子どもたちの生活

##### 【3つの寮】

- ・1寮は2つのウイングで構成

- ・1 ウィングは最大6名
- ・個室
- ・3つの寮のうち高等部生は1 ウィングに集結し支援

○これからの児童自立支援施設の在り方

「児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化、多機能化を含めた在り方に関する調査」報告書

(1) 高機能化

- ① 医療との連携の強化
- ② 心理療法担当職員の配置強化
- ③ 個別対応のための寮職員等の配置強化
- ④ 施設内における学校教育の充実
- ⑤ 家庭復帰の難しい中卒児童への対応強化
- ⑥ 施設におけるアフターケア体制の充実と、地域資源と連携を行った重層的なアフターケア体制づくりの検討
- ⑦ 職員の専門性向上及びメンタルヘルスに関する取り組みの充実
- ⑧ 児童相談所との連携強化

(2) 小規模化

- ① 小規模化
- ② 地域分散化

(3) 多機能化

- ① 通所機能、短期入所機能
- ② 一時保護児童の受け入れ
- ③ 専門職の育成や資格取得、専門里親等への研修及び実修の受入れ

「子どもの最善の利益の実現を求めて」

子どもたちが安心を得て、心身ともに健やかに成長できる生活の場所にしていきましょう！

(3) 視察後の考察（各委員）

○社会的養護の現状としては、日本全体的に障がい児が増加していることにより家庭で育てることが困難になっている。これからの児童自立支援施設のあり方としての高機能化、小規模化、多機能化を目指す一方、学園から育った子どもたちが安心して大人になる社会環境整備も必要と感じる。

○以前は非行に走った反社会的な問題児が多かったが、近年は知的障害児や発達障害児、虐待された子どもたちが規則正しい枠のある生活空間で育て直しされるケースが多い。また、虐待通報を受けて児童相談所からおおいそ学園につながることもよくあり、学園で人間としての基本的な生活を学び自立に向けた教育を受ける。三食まともに食べられることが嬉しいと多くの子が言

う。個人情報への壁もあるが、子ども一人一人の能力を最大限に引き出し、自己肯定感を高めて共生社会の中で生きていける、生きやすい社会をともに創っていく重要性を感じた。

- 子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ち直しや立ち直り、そして、社会的自立に向けた支援を間断なく続ける施設として、その役割を果たすことを期待する。
- 児童のこれからの成長に必要なことはなにか、どのようにこれから支援をしていくのか、社会状況が変わるのと一緒に変えることも必要だという事も理解でき、総合的に視野が広がった。
- 全国の児童自立支援施設関係の里親制度まで入れた委託児童数が4万2千人もいるということで、社会的養育を必要としている児童数が増加していることに驚いた。社会的養護を必要としている子ども達の増加は、社会問題化していることを再認識し、心理的にも経済的にも成長をしていない状態で社会に放り出されないよう、政治課題としても重要な課題と認識した。
- 児童自立支援施設や児童養護施設だけでなく、里親も含めた様々な施設が連携をしながら、子どもたちのセーフティーネットとして取り組まれている。我々は、「困った子ではなく、困っている子」と認識を改める必要がある。また、児童虐待相談対応の6割強が夫婦喧嘩のようだが、そういった環境でも子どもたちの心に大きな影響があると感じた。更には、社会に戻っても環境への対応が難しくなり、また戻ってくるケースも多く、アフターケアの機能充実も必要とされるようだ。いずれにしても、「子どもの最善の利益の実現」を追求し、福祉分野や教育分野、関係機関の連携強化が物事を共有し、成果を出す取り組みにつながると考える。

